

平成22年度税制改正 グループ法人税制パート7

～大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の 適用が見直しされます～

大法人の100%子会社に対する中小企業向け特例措置の不適用

法人のうち各事業年度終了の時に、資本の金額又は出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人については、資本の金額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、適用されないこととされました。

< 中小企業向け特例措置 >

① 軽減税率

各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の税率が22%（平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に修了する各事業年度については18%）に軽減されています。

② 特定同族会社の特別税率の不適用

特定同族会社の範囲から除かれており、特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合に、各事業年度の所得に対する法人税の額に一定の金額を加算した金額が課せられる特定同族会社の特別税率の適用がないこととされています。

③ 貸倒引当金の法定繰入率

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額について、事業年度終了の時ににおける一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額にその法人の営む主たる事業の区分に応じた次の法定繰入率を乗じて計算した金額とすることが認められています。

区 分	法定繰入率
卸小売業	1.0%
製造業	0.8%
金融保険業	0.3%
割賦販売小売業・割賦購入あっせん業	1.3%
その他の事業	0.6%

④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

平成21年以後に終了する各事業年度において支出する交際費の額について、年600万円以下の部分の10%相当額と年600万円を超える部分の金額の合計額が損金不算入とされます。

⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の還付制度の不適用措置の対象から除外されています。

< 適用時期 >

上記の改正は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。